

2025（令和 7）年 11 月 20 日

物価高騰などに対する低所得子育て世帯への緊急支援要望

子どもの貧困対策推進議員連盟
公益財団法人あすのば
認定特定非営利活動法人キッズドア
特定非営利活動法人しんぐるまぎあず・ふぉーらむ
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

新内閣発足後、高市早苗内閣総理大臣が、黄川田仁志こども政策担当大臣に対して出した指示書において、「関係大臣と協力して、こどもの貧困対策や児童虐待対策等を推進する」ことを指示しました。私たちは、この指示書の内容を歓迎し、強く期待しています。

コロナ禍とその後の物価高騰で、ひとり親家庭など低所得の子育て家庭では、こどもの安全が脅かされ、命の危機とも言える状況です。しかしながら、今夏以降、継続して緊急支援を要望していますが、十分な対策が実行されないままになっています。

ますます寒さも厳しくなりますが、こうした家庭では光熱費の節約で暖房もつけず、米の高騰で主食さえも十分に食べられません。物価高騰でこどもも 1 日 2 食、痩せていく、身長が伸びない、栄養不足で貧血になるなどのケースもあります。親も子も厳しい日常に希望を見いだせず、自ら命を絶つ、あるいは無理心中に至るようなケースが起こる懸念もあります。低所得子育て世帯の親子の命を守るために、今年度の補正予算で物価高騰対策として児童扶養手当や児童手当の上乗せ加算などの緊急支援を強く要望いたします。

物価高騰などに対する低所得子育て世帯への緊急支援事業

支援対象者

- ① 児童扶養手当受給者
- ② ①以外の住民税が非課税の子育て世帯（＊）（その他低所得の子育て世帯）
※子どもの範囲は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（障害のある子どもの場合は20歳未満）

支援方法

- ① 児童扶養手当の支給時に子ども 1 人あたり1万円上乗せ加算
（令和7年11月分～8年3月分まで5か月分を令和8年1月、3月、5月に上乗せ加算）
- ② ①以外の住民税が非課税の子育て世帯に対して、児童手当の支給時に子ども 1 人あたり1万円上乗せ加算
（令和7年11月分～8年3月分まで5か月分を令和8年2月、4月に上乗せ加算）

※参考費用 1,551 億円（事業費 1,485 億円、事務費 66 億円）対象のこども 297 万人
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和 5 年 3 月予備費）

以上